

# 看取り介護指針

社会福祉法人 鶴寿会

## 1 目的

利用者及び利用者のご家族等の希望に応じて、加齢に伴う機能低下や病気・外傷による回復不能など、利用者の容態が悪化された場合に、痛みや苦痛の症状の軽減に努め、穏やかで、安らかな日々を過ごしていただくための精神面のケアを中心にした看取り介護を実施します。

## 2 対象

- (1) 看取りについて充分理解し看取りについて同意があった利用者及びご家族
- (2) 慢性疾患や加齢に伴う機能低下により心身が衰弱し、医学的に回復の見込みがないと医師に診断される状態にある利用者

## 3 基本姿勢

- (1) 利用者の人生の歴史を尊重したケアを目指します。
- (2) 利用者のご家族等の思いや願いを汲み取る姿勢で臨みます。
- (3) 利用者のご家族等の思いが食い違う場合には、利用者の思いを最優先します。
- (4) 一貫したケアに努めます。
- (5) QOL (Quality of Life : 生活の質) を維持し、苦痛の軽減、安楽で安心を感じるケアを目指します。
- (6) 利用者とともにご家族等の精神的負担への対応を意識して実施します。

## 4 実施内容

- (1) 当施設は、利用者並びにご家族等に対し、当施設における看取りの目的を明確にし、必要が生じた場合は、意思確認をして同意を得ます。
- (2) 医師より医学的に回復の見込みがないと判断された時点から看取り介護を開始します。
- (3) 看取りの実施に当たっては、ケアに携わる全職員が統一した認識を持って計画を策定し、利用者並びにご家族等に対し、十分な説明と、介護面・精神面での援助を行い、同意を得ます。また、必要に応じて適宜計画の見直しや変更の際には、利用者またはご家族等に対し説明し同意を得ます。
- (4) 利用者並びにご家族が納得して「最期の場所」を選択できるように、施設でできること・できないこと、施設内での医療処置の範囲や病院との違い等の説明を行い、意思確認をします。
- (5) 一旦同意を得たとしても、いつでも変更できます。
- (6) 必要に応じてご家族の支援（葬儀の連絡・調整、遺留金品引き渡し、荷物の整理、相談対応等）を行います。
- (7) 医師や医療機関との連絡体制（夜間及び緊急時の対応含む）については、「状態変化時の対応（別紙）」にしたがって対応します。

## 5 実施にあたって

### (1) 施設整備

尊厳ある安らかな最期を迎えていただくために、静養室の提供等、その人らしい人生を全うするため

の環境整備に努め、ご家族等の面会や付き添い等に対し、出来る範囲内での設備器具を提供します。

(2) 施設内の連携体制

看取りの実施に当たっては、関わる全ての職員で情報の共有化を図り、協力体制を築きます。

協力体制のもと、利用者の安らかな状態を保つように状態把握に努めます。カンファレンスを行い、看取り介護の計画を作成し、必要なケアを提供します。

看取り介護後には、実施した看取り介護の振り返りを行い、検証・評価します。

(3) ケアに関わる以下の記録を整備します。

- ①看取り介護についての事前確認書
- ②医師の意見書
- ③看取り介護についての同意書
- ④介護サービス計画書
- ⑤経過観察記録
- ⑥ケアカンファレンスの記録
- ⑦看取り介護終了時のカンファレンス記録
- ⑧終結記録

(4) 職員教育

よりよいケアを行うため、死生観に関する研修等を行い、看取りについての理解を深めることに努めます。

6 看取りに関する研修

- ① 看取り介護の理念
- ② 死生観教育
- ③ 看取り期に起こりうる身体的・精神的変化への対応
- ④ 夜間及び緊急時の対応（マニュアルの周知）
- ⑤ チームケアの充実
- ⑥ ご家族への支援の在り方
- ⑦ 実施した看取り介護の振り返り（検証と評価）

7 看取り介護における役割（別紙1参照）

8 その他

- ①料金に関して（別紙2参照）
- ②入所から終末期までの経過（時期、プロセスごと）とそれに応じた考え方（別紙3参照）

付則 この指針は平成27年4月1日（遡及する）から施行する。

平成30年6月27日 一部変更（第七期介護報酬改定）